

平成 22 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ラ・パルレ
代表者名 代表取締役会長 佐 谷 聡 太
(コード番号 4357 大証ヘラクレス, S)
問合せ先 執行役員 西 川 幸 宏
(電話 : 03-5155-8768)

民事再生手続開始の申し立てに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 5 日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申し立てを行うことを決議し、東京地方裁判所にその申し立てを行いました。

本件申し立ては、同日に受理され、ただちに同裁判所より保全処分命令及び監督命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件申し立てによって、お客様、債権者様、株主様、お取引先様をはじめとし、これまでご支援とご協力をくださいました皆様に多大なるご迷惑をお掛けすることとなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後は、東京地方裁判所の監督下において、全社一丸となって再建に尽力して参る所存でございますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 申し立ての理由

当社は、昭和 53 年に創業し、平成 2 年に株式会社アクティブとして法人化した後、平成 11 年に現在のラ・パルレに商号変更いたしました。創業以来、美顔技術サービス及び痩身技術サービスを提供するエステティックサロンを運営しており、平成 9 年には男性向けのエステティックを全国に展開するなどし、平成 14 年 5 月には、大阪証券取引所ヘラクレス(旧ナスダックジャパン)に株式を公開することなどによって、業務を拡大し、平成 19 年には全国直営 100 店舗を運営するに至りました。

しかしながら、平成 20 年 3 月に、特定商取引に関する法律及び東京都消費生活条例に基づき、東京都から、東京都内の 17 店舗に対し 3 ヶ月間の業務の一部停止命令並びに勧告を受けたことなどにより、売上が大幅に減少しました。その後、平成 20 年 7 月に著名な美容家である高野友梨氏を引受先とする 20 億 5,660 万円の第三者割当増資、平成 21 年 4 月実施の株式会社インデックス・コミュニケーションズ他に対する 7 億 2,352 万円の第三者割当増資を行い、財務基盤の建て直しと営業力の強化を図ったものの、業務の一部停止命令等以前の状況には回復せず、また、いわゆるリーマンショックに端を発する不況の影響、信販業界におけるエステティック業界全般への信用収縮、同業他社との競合などにより思うように売上の回復にはつながらず、経営状況の回復を行うことはできませんでした。

当社は、平成 21 年 4 月の第三者割当増資の実施後、日本振興銀行株式会社が実質的に主導する中小企業振興ネットワークに参加することとなり、その結果、日本振興銀行株式会社(以下、日本振興

銀行という。)がメインバンクとなり、必要な事業資金の支援を受けておりました。

ところが、同年5月に日本振興銀行が金融庁から業務停止処分を受け、平成22年6月7日から同年9月末まで、大口融資が行えなくなり、さらに、同年9月10日に日本振興銀行が民事再生手続きを申し立てたことにより、業務停止処分解除後においても同行からの新規融資が完全に見込めないこととなり、当社が保有していた日本振興銀行の普通株式(帳簿価格3億3,500万円)について全額損失計上する必要が生じたことなどをあわせ財務内容は更に悪化し、平成22年9月中間決算において債務超過に陥る見通しであることを公表するに至りました。

当社は、メインバンクの経営破たんという不測の事態を受けて、急遽、スポンサー探索を開始し、候補先との協議、交渉を進めましたが、合意に至らず、このまま事業継続した場合、資金繰りが破綻することは確実な状況となったため当社は、やむを得ず、民事再生法の手続に従って抜本的な財務及び事業の再構築を行うことによって会社再建を目指すこととし、本日申立てを行うに至りました。

2. 負債総額

約27億円

債権確定手続きにおいて、今後、増減する可能性があります。

3. 今後の見通し

今後につきましては、東京地方裁判所の指導監督の下、広くスポンサーの募集を行い、早期に事業の再建を目指し、債権者の皆様に対して少しでも多くの弁済額を確保できるよう、全社一丸となって取り組んで参る所存でございます。

4. 証券取引所等の上場規程に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第18条の2第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請については、行わない予定です。

以上